

PayPay カード会員規約

旧	新
第 4 条（本カードの貸与・管理・有効期限） 2. カード券面上には氏名等（以下、会員サイト内及び PayPay カード送付時に発行・表示されるクレジットカード情報を含め、「カード情報」といいます。）が表示され、カード所定の署名欄に自署した会員以外は利用できません。また会員は、カードを他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者への占有の移転や、カード情報を預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を、本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させもしくは使用のために占有を移転させることは一切できません。 3. カードの所有権は当社に属します。会員は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理をするものとします。	第 4 条（本カードの貸与・管理・有効期限） 2. カード券面上には氏名等（以下、会員サイト内及び PayPay カード送付時に発行・表示されるクレジットカード情報を含め、「カード情報」といいます。）が表示され、当社よりカードが貸与された会員以外は利用できません。また会員は、カードを他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者への占有の移転や、カード情報を預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を、本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させもしくは使用のために占有を移転させることは一切できません。 3. カードの所有権は当社に属します。会員は、当社よりカードが貸与された場合は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理をするものとします。なお、カード裏面に署名欄がある場合、会員は直ちに自署するものとします。
第 33 条（カードショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店でカードを提示し所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことによりカードショッピングができるものとします。 2. 加盟店に設置された端末機で、当社所定の手続を行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は当社が指定する方法により会員のカードの提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又はカード裏面若しくは会員サイトに記載されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、カードの提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。	第 33 条（カードショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店でカードを提示し加盟店に設置された端末機でカードの暗証番号の入力を行うことによりカードショッピングができるものとします。 2. 所定の売上票への署名を行うことにより、カードの暗証番号の入力に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は当社が指定する方法により会員のカードの提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又はカード裏面若しくは会員サイトに記載されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、カードの提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。
2025 年 4 月 1 日	2025 年 6 月 12 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員規約

旧	新
第 7 条（PayPay カード券面の貸与・管理・本サービスの有効期限） 1. PayPay カード券面上には氏名等（以下、第 1 条第 1 項第 2 号①に定める会員メニュー内及び PayPay カード送付時に発行・表示されるクレジットカード情報を含め、「カード情報」といいます。）が表示され、所定の署名欄に自署した会員以外は利用できないものとします。また会員は、PayPay カード券面	第 7 条（PayPay カード券面の貸与・管理・本サービスの有効期限） 1. PayPay カード券面上には氏名等（以下、第 1 条第 1 項第 2 号①に定める会員メニュー内及び PayPay カード送付時に発行・表示されるクレジットカード情報を含め、「カード情報」といいます。）が表示され、当社より PayPay カードが貸与された会員以外は利用できないものとします。また会員は、PayPay カ

を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者へ占有を移転し、又はカード情報を他人に預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、PayPay カード券面及びカード情報を、会員本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させ又は使用のために占有を移転させてはならないものとします。 2. PayPay カード券面の所有権は当社に属します。会員は、当社より PayPay カード券面が貸与された場合は、直ちに PayPay カード券面の署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって PayPay カード券面及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。	ード券面を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者へ占有を移転し、又はカード情報を他人に預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、PayPay カード券面及びカード情報を、会員本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させ又は使用のために占有を移転させてはならないものとします。 2. PayPay カード券面の所有権は当社に属します。会員は、当社より PayPay カード券面が貸与された場合は、善良なる管理者の注意をもって PayPay カード券面及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。なお、PayPay カード裏面に署名欄がある場合、会員は直ちに自署するものとします。
第 35 条（ショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店で PayPay カード券面を提示し所定の売上票に PayPay カード券面と同一の自己の署名を行うことによりショッピングができるものとします。 2. 加盟店に設置された端末機で、当社所定の手続を行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は、加盟店へのカード情報の通知・伝達その他当社が指定する方法により会員の PayPay カード券面の提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又はカード券面の裏面に記載され若しくは会員メニュー内で表示されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、PayPay カード券面の提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。	第 35 条（ショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店で PayPay カード券面を提示し加盟店に設置された端末機でカードの暗証番号の入力を行うことによりショッピングができるものとします。 2.所定の売上票への署名を行うことにより、カードの暗証番号の入力に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は、加盟店へのカード情報の通知・伝達その他当社が指定する方法により会員の PayPay カード券面の提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又はカード券面の裏面に記載され若しくは会員メニュー内で表示されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、PayPay カード券面の提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。
2025 年 4 月 1 日	2025 年 6 月 12 日

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約

旧	新
第 5 条（カードの貸与・管理・有効期限） 2. 当社が発行するカード、書面又は会員サイトには氏名・会員番号及びカードの有効期限等の全部又は一部（以下「カード情報」といいます。）が表示され、カード所定の署名欄に自署した会員以外は利用できません。また会員は、カードを他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者への占有の移転や、カード情報を預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を、本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させもしくは使用のために占有を移転させることは一切できません。 3. カードの所有権は当社に属します。会員は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・	第 5 条（カードの貸与・管理・有効期限） 2. 当社が発行するカード、書面又は会員サイトには氏名・会員番号及びカードの有効期限等の全部又は一部（以下「カード情報」といいます。）が表示され、当社よりカードが貸与された会員以外は利用できません。また会員は、カードを他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者への占有の移転や、カード情報を預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を、本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させもしくは使用のために占有を移転させることは一切できません。 3. カードの所有権は当社に属します。会員は、当社よりカードが貸与された場合は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理をするものとします。なお、

管理をするものとします。	カード裏面に署名欄がある場合、会員は直ちに自署するものとします。
第 33 条（カードショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店でカードを提示し所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことによりカードショッピングができるものとします。 2. 加盟店に設置された端末機で、当社所定の手続を行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は当社が指定する方法により会員のカードの提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又はカード裏面若しくは会員サイトに記載されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、カードの提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。	第 33 条（カードショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店でカードを提示し加盟店に設置された端末機でカードの暗証番号の入力を行うことによりカードショッピングができるものとします。 2. 所定の売上票への署名を行うことにより、カードの暗証番号の入力に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は当社が指定する方法により会員のカードの提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又はカード裏面若しくは会員サイトに記載されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、カードの提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。
2025 年 4 月 1 日	2025 年 6 月 12 日

Apple Pay 利用規約

旧	新
第 8 条（本サービスの利用） 3. 利用者は、カード会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、Apple 社所定の本人認証手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、カード会員規約に基づき、署名又はカードの暗証番号の入力を求められる場合があります。	第 8 条（本サービスの利用） 3. 利用者は、カード会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、Apple 社所定の本人認証手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、カード会員規約に基づき、カードの暗証番号の入力又は署名を求められる場合があります。
第 14 条（有効期限） 4. 利用者は、本サービスの有効期限を当社に問い合わせる方法により、確認することができます。	第 14 条（有効期限） 4. 利用者は、本サービスの有効期限を当社に問い合わせる方法により、確認することができます。
2023 年 1 月 19 日	2025 年 6 月 12 日

Google Pay 利用規約

旧	新
第 1 条（目的） 1.Google Pay 利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）所定のカード会員規約（以下、「カード会員規約」といいます。）に基づき、カードの貸与を受けた会員が、Google が提供する対応デバイスで利用できる Google Pay において、当社が発行するカードを利用するための基本的条件について定めるものです。	第 1 条（目的） 1.Google Pay 利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）所定のカード会員規約（以下、「カード会員規約」といいます。）に基づき、カードの貸与を受けた会員が、Google が提供する対応デバイスで利用できる Google Pay において、当社が発行するカードを利用するための基本的条件について定めるものです。
第 8 条（本サービスの利用） 3. 利用者は、カード会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店	第 8 条（本サービスの利用） 3. 利用者は、カード会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店

頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、Google 社所定の本人認証手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、カード会員規約に基づき、署名又はカードの暗証番号の入力を求められる場合があります。	頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、Google 社所定の本人認証手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、カード会員規約に基づき、 カードの暗証番号の入力又は署名 を求められる場合があります。
2024 年 7 月 17 日	2025 年 6 月 12 日

PayPay カードからソフトバンクへの個人情報の第三者提供に関する同意条項

旧	新
〔本社〕 〒102-8422 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	〔本社〕 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 6 番 1 号
2024 年 7 月 24 日	2025 年 6 月 12 日

ソフトバンクから PayPay カードへの個人情報の第三者提供に関する同意条項

旧	新
〔本社〕 〒102-8422 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	〔本社〕 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 6 番 1 号
2023 年 6 月 28 日	2025 年 6 月 12 日